

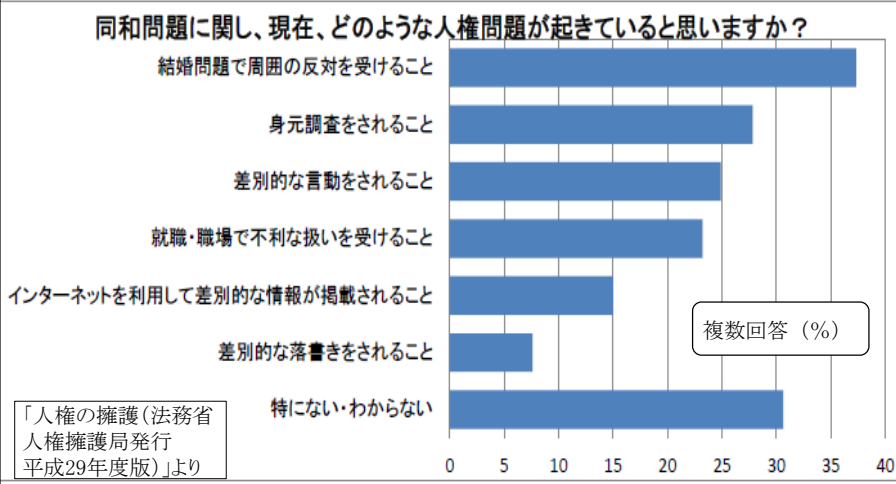
全6条からなる法律で「部落差別」の名称が使われた初めての法律です。

全ての子どもが安心して学校生活を送るために ～「部落差別解消推進法」から学ぶ～

「ひびきあいNO.15(平成28年度発行)」と併せてお読みください。

◇同和問題とは

○日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。



◇今なお、様々な人権問題が起きています。

○結婚・就職等における差別

同和地区出身であることなどを理由に結婚に反対されたり、就職等において不利な取扱いを受けたりするなどの事案が発生しています。

○差別落書き等

同和問題に関する差別的な落書きがされたり、ビラがまかれたりするといった事案が発生しています。特に近年は、インターネット上での事案が発生しています。

○差別につながる身元調査等

出身地を調べたり、特定の地区が同和地区かどうか調査したりするなどの事案が発生しています。こうした調査は、不当な差別的取扱いにつながりかねないものです。

○えせ同和行為

えせ同和行為は、同和問題を口実に、企業や行政機関などに不当な圧力をかけ、高額の本を売りつけたり、寄付金を強要したりするなど、同和地区出身者等に対する偏見を助長し、同和問題の解決を阻む大きな要因となっています。

「改めて同和問題(部落差別)について考えてみませんか(公益財団法人 人権教育啓発推進センター)」より

同和問題(部落差別)に関して、このような現状があることを知っておく必要があります。

「部落差別の解消の推進に関する法律」〔平成28年法律第109号、平成28年(2016年)12月16日公布、施行〕(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

【本法律の施行に当たって、私たちが行うべきことは】

- ① 全教職員が、本法律の内容について理解する。
→校内の研修会で共通理解する場を設ける。
- ② 本法律の施行の背景について理解する。
→同和問題とはどのような問題なのか現状を正しく認識する。
(「ひびきあいNO.15」等を参考にする。)
- ③ 同和問題について、どのように授業で扱えばよいのか確認する。
→(「人権教育指導資料NO.52、NO.53」等の実践を参考にする。)

◇本法律のポイント

- 現在もなお部落差別が存在するとの認識が、法律で新たに示されたこと。(第一条)
- 部落差別は日本国憲法に照らして「許されないものである」、「解消することが重要な課題である」と明記されたこと。(第一条)
- 部落差別を解消するための教育及び啓発の必要性が明記されたこと。(第五条)

「部落差別解消推進法」に関する Q & A

Q1 「部落差別解消推進法」以外にも差別の解消を推進している法律はありますか。

A あります。例えば、平成28年には以下の二つの法律が公布、施行されています。
○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されています。

障害のある人たちへの「合理的配慮」などが求められています。

○「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行されています。

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めています。

Q2 同和問題を解消するためには、「寝た子を起こすな」という考え方もありますが、それは、どのような考え方ですか。また、どのように捉えればよいですか。

A 「寝た子を起こすな」という考え方は、「部落差別は自然になくなるものだから、今はそっとしておいた方がよい。むしろ部落差別を口にするから、知らない人にまでそのことを知らせることになり、かえって差別を拡散することになってしまっている。」という考え方です。

民主主義が発達した日本社会にあって、深刻な部落差別が、今なお存続している理由の一つに、うわさ話やインターネット等でゆがめられた情報を得ていることが挙げられます。

これまで岐阜県では「寝ている子は正しく起こす」という考え方で、同和問題についての正しい認識を培っていくよう取り組んできました。同和問題に限らず様々な人権課題についても、同じように取り組んでいくことが大切です。

「人権教育の手引き(平成24年度 岐阜県教育委員会)より